

平成16年2月山口県議会岡村精二一般質問と答弁

(青少年県政育成条例関係のみ)

1. 教育問題

(1) 「氾濫する性情報から子どもたちを守る対策」について提案と質問をいたします。

まず、コンビニや書籍販売店に対して、わいせつ雑誌にビニールカバーをかけさせるための条例制定についての提案です。

コンビニでは、過激なポルノ雑誌やヌード写真が掲載された一般向の週刊誌が、子ども向の雑誌と一緒に販売されています。この状況を許し、知る必要のない性的情報を、幼い子どもたちに教えてしまう、我々、大人の責任を強く感じます。

日本の航空機には、現在、週刊誌では「新潮」と「文春」しか置いていません。ヌード写真が掲載されている週刊誌は、外国人から批判を受けて、排除されたようです。

海外のコンビニでは、乳房の写っている写真が掲載されている雑誌はすべて、ビニールカバーをして販売されています。外国人の良識を強く感じます。

日本の書店やコンビニはどうでしょうか。過激なポルノ雑誌や週刊誌を、堂々と販売し、ビニールカバーのされている本は、立ち読みをされやすい漫画本や雑誌です。商売上の駆け引きだけで、商品に対する評価をしており外国人が批判するのも、当然だと思います。

ヌード写真の掲載されている本は、すべてビニールカバーをさせる手立てはないのでしょうか。思想や表現の自由、報道の自由の侵害になるとはおもえません。

店頭に並ぶ、過激なポルノ雑誌や、ヌード写真を掲載した一般向け週刊誌は、すべてビニールカバーをさせるための条例をぜひ制定して頂きたいと強く願っています。

ぜひ、知事に「日本を正しい方向に走らせる牽引者になって頂きたい」
知事のご意見をお伺いしたい。

次に 「氾濫する性情報から、子どもたちを守る全国知事の会」の設立を提案します。

ポルノ雑誌も気になりますが、テレビ番組の低俗化が、もっと気になっています。

夜のニュース番組では、青少年問題などについて、立派な発言や、正義感あふれる発言をしていますが、直前の番組ではフリーセックスを提唱し、性体験の豊富さを競わせるなど、性を売り物にするような番組、また暴力を助長し奇想天外な刑事事件を流し、犯罪を助長するような番組が放映されています。

報道や表現の自由という理由だけで「視聴率さえ上がれば、何でもあり」というテレビ局の経営姿勢に疑問を感じます。

また、テレビのCMでは連日、消費者金融の宣伝が流され、事件が多発しているにもかかわらず「お金を借りることが、若者の流行である」がごとく宣伝しています。それを許している財界にも、疑問を感じます。

「川上がきれいになって、川下がきれいになる」という言葉がありますが「テレビ局には、日本という国を正しい方向へ導き、日本の将来をにやう青少年を育成する」という社会的責任があります。

親の教育以上に、大きな情報量と影響を与えるテレビの現状を、知事はどのように受け止められているのでしょうか。

「氾濫する性情報など、メディアから子どもたちを守る全国知事の会」を設立されては如何でしょうか。知事のご意見を伺いたい。

県議会議員は「県議会議員の会」を。また経営者は、経営者の会として「青少年に悪影響を与える番組には、CMを出さない」などと宣言をして頂ければと願っています。

次に(2) インターネットによる過激な性情報から子どもたちを守るための保護者への啓発について質問します。

ポルノ雑誌やテレビも過激ですが、インターネットはもっと過激です。完全無修正のポルノ画像はもちろんですが、最近では性交シーンの動画まで、配信されています。自宅では、中学生、高校生くらいになると、自分専用のパソコンを持っている子どもたちも、多いようです。学校での使用と違い、自由に使えるパソコンから多くの性情報のみならず、有害サイトからの情報を得ることができます。

保護者は、どのような情報がインターネットを通じて配信されているのか、その実態を知ることが大切だと思います。知れば「たいへんなことになる」との危機感が、保護者の側に湧き上がり、子どもを守る対策を、保護者自らが始めます。携帯電話による有害情報にも、同じことが言えます。

教育委員会は、インターネットによる性情報から子どもたちを守るための保護者への啓発を強化すべきではないでしょうか。教育長のご意見を伺いたい。

次に(3) 学校における性教育についてお伺いします。

皆さんの手元にお渡しした教材は東京都で実際に使われていたものをコピーしました。性交の仕方を具体的に示したり、連想させる絵本ですが、東京都が「不適切な教材」と判断したものです。また川崎市が、高校生向けに作成した性教育テキストでは、10代にピルの使用を推奨したり、フリーセックスを容認するような内容まで掲載されています。

山口県内でも、最近、性教育という名のもとに、年齢に関係なく、出産シーンのスライドやビデオを見せるなど、過激な性教育を行っている学校があるようです。県内のある高校では、エイズ対策と称して、出産シーンのビデオを男女一緒に見せているそうです。後日、参加した女の子から「私は結婚しなくなりました。」「私は絶対、子どもは生まない」という声を実際に聞きました。

中学校では、コンドームの使い方を教えている学校もあります。

教えられれば、使いたくなるのが心情です。「セックスをなさい」と教育しているようなものではないかと思われま

す。性情報が氾濫しているからこそ、慎重な指導と、特に年齢に応じた性教育が必要だと思われま

す。内容についても、現場に任せればよいというものではありません。

山口県内の小学校でも児童に、性器の名称を具体的に教え、テストで性器の部分的な名称を書かせたという事例があります。

授業内容を聞き、テストを見た親の感想がありますので、ご紹介します。「ショックでした。家ではそのような具体的な性教育はしておらず、まだ、そのような内容を受け止められる年齢に達していないにもかかわらず、勝手な知識を子どもに埋め込み、本来、知らなかったことまで教える結果となりました。

特に性的意識もない年齢の子どもが、必要以上の知識を得ることより、興味のなかったことに興味を頂き、異性を友情以外の心情で見えるようになることへの不安は取り除けない段階にきていると思います。これが、国や文部科学省の方針であるならば、国家的純潔意識の欠如であると思います。現在、日本が抱える低年齢のエイズ患者の増加など、このような無防備な性教育にも原因があると思います。」

私も同じ考えですが、教育長のご意見を伺いたい。

答弁

1. 教育問題について

二井知事答弁

私からは「氾濫する性情報から子どもたちを守る対策」について、2点のお尋ねにお答えをいたします。まず、有害図書類にビニールによる包装を義務づける条例の制定についてのお尋ねであります。

お示しのありましたように、現代の社会には、性的感情等を著しく刺激するおそれのある出版物が氾濫をしており、青少年の健全な育成を阻害することが懸念をされております。

このため、県におきましては、平成14年3月に「山口県青少年健全育成条例」の改正をいたしまして、青少年に有害な図書類の販売等については、他の図書類との区分陳列や容易に監視できる場所への配置等を義務づけたところであります。関係業界に対しましても、書店等への立入調査や情報交換会等を通じて、条例の遵守を指導いたしております。

また、規制の実効性が上がるように、県や市町村、青少年育成団体等で構成する「青少年育成県民会議」が中心となって、地域住民等が一体となって、「読ませない、見せない、売らない」の「三ない運動」を展開いたしております。

このような環境浄化対策につきましては、県民総ぐるみの取組が必要であります。

ご提案のビニールによる包装につきましては、関係機関や有識者で構成する

「青少年問題協議会」等の場で、広く意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、テレビによる性情報など、メディアから子どもたちを守ることにについてのお尋ねであります。

テレビによる情報は、青少年の知識や理解力を高め、情操を育むなど、有用なものが多い反面、性的な描写や暴力・残虐表現などの映像が、発展途上にある青少年の人格形成に悪影響を及ぼす要因ともなっておりまして、私も憂慮いたしているところであります。

そこで、ご提案の「メディアから子どもたちを守る全国知事の会」の設立についてであります。青少年問題は各県共通の課題でありますことから、私としては、全国知事会の枠組みを活用することが適当であると考えております。したがって、青少年の健全育成が図られるように、環境浄化対策等の一層の推進について、全国知事会を通じて国要望していきたいと考えております。

藤井教育長答弁

性情報から子どもたちを守るための保護者への啓発についてであります。

インターネットは、子どもたちが様々なサイトに自由に接続することができ、便利で役に立つものである反面、使い方を誤りますと、犯罪等の被害者となるなどの可能性もありますことから、お示しのありましたように、多くの有害情報から子どもたちを守るためには、学校における情報モラルの指導に加えまして、保護者への啓発を図り、家庭においても、これに取り組むことが重要であります。

このため、県教委といたしましては、これまで、各学校に対しまして、インターネット等に潜む危険性について指導いたしますとともに、学校を通じて、保護者への周知を図ってまいりましたが、昨年9月、いわゆる「出会い系サイト規制法」の施行に伴いまして、新たに、有害サイトに関する情報提供、有害情報への接続を制限するシステムの利用、情報機器の管理の仕方などを示しました啓発リーフレットを作成いたしまして、小・中・高等学校の全ての保護者に配付し、有害情報から子どもたちを守る家庭での取り組みの徹底をお願いしたところであります。

藤井教育長答弁

学校教育における性教育についてであります。

お示しのありましたように、近年、様々な性情報が氾濫するなど、児童生徒を取り巻く環境が、複雑化、多様化する中で、児童生徒が正しい性知識をもち、自らの行動をきちんと判断できる力を育むことが強く求められております。

学校におきましては、各教科、道徳、特別活動など教育活動全体を通して、性教育を進めているところでありますが、この推進にあたりましては、お示しのありましたように、それぞれの児童生徒の発達段階や状況に応じて、取り組むことが重要であります。

このため、各学校においては、学習指導要領に基づき、性教育をすすめ、ま

た、独自の教材開発や副読本を活用するに当たっては、児童生徒の発達段階や状況に十分に配慮し、取り組む必要がありますことから、今後とも、県教委といたしましては、学校において、このような基本をしっかりと踏まえた性教育が進められるよう、徹底を図ってまいります。